

【テーマ】

早期からの適切な就学先決定に向けた支援の充実

「特別支援教育に関する基本方針」について

北海道総合教育大綱 (2020(令和2)年3月策定)

- 【基本理念】 夢や希望への「チャレンジを応援する北海道」づくりを進めます。
- 【基本方針】 「新たな社会を生きる力を育む」 「子どもの学びと成長の環境を整える」
「地域と産業を担う人を育む」 「生涯を通じて学び続ける人を育む」

特別支援教育関連部分

障がいのある子どもと障がいのない子どもがともに学ぶインクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、特別な支援を必要とする子どもたちに、切れ目のない一貫した教育が行われるよう、教育環境の整備・充実と、ICTを活用した就労などの多様な働き方に合わせたきめ細かな取組など、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導や支援の充実を図ります。

北海道教育推進計画 (2023 (令和5) 年度～2027 (令和9) 年度)

- 【基本理念】 「自立」～自然豊かな北の大地で、世界を見つめ、自立の精神にあふれ、自らの夢に挑戦し、実現していく人を育む
「共生」～ふるさとへの誇りと愛着を持ち、これからの社会に貢献し、共に支え合う人を育む

特別支援教育関連部分 (抜粋)

第4章 施策 (施策の柱1 子どもたち一人一人の可能性を引き出す教育の推進 施策項目5 特別支援教育の充実)

指 標	現状値	目標値(R9)
通常の学級における特別な支援を必要とする児童生徒の「個別の教育支援計画」を作成している割合	67.7%(R3)	100%
特別支援教育に関わる校内研修を毎年度実施している学校の割合	65.0%(R3)	100%
特別支援学校高等部第3学年において、就職や進学を希望する生徒の割合	35.2%(R3)	46.0%
これまでに医療的ケアに関する基本研修を受講した特別支援学校教員の割合	16.8%(R3)	35.0%
読書活動に関して地域と連携した取組を行っている特別支援学校の割合	31.3%(R3)	70.0%

■ 主な取り組み

- 小・中・高校等における障がいのある子どもの学びの場の充実 ○特別支援学校における教育の充実
○切れ目のない一貫した指導や支援の充実 ○全ての教員の特別支援教育に関する専門性の向上 ○ICTの活用等による教育の質の向上

特別支援教育に関する基本方針 令和5年度～令和9年度 (2023年度～2027年度)

「特別支援教育に関する基本方針」について

第1章 特別支援教育に関する基本方針の策定について

策定の趣旨

- 特別な教育的支援を必要とする子どもたちは増加しており、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や支援を行うためには、さらなる特別支援教育の充実を図る必要があることから、北海道における今後の特別支援教育の充実に向けて策定するもの

方針の位置付け

- 「北海道総合教育大綱」及び「北海道教育推進計画」の理念や施策の方向性に基づき、本道における特別支援教育を推進するための基本的な考え方を示すもの

第2章 特別支援教育の充実に向けて

1 多様な学びの場の充実

適切な就学先決定に向けた支援

- 適切な就学先決定や学びの場の柔軟な見直しに向けた市町村教育委員会への動き掛け
- 就学前健診などを活用した早期からの保護者等への支援の充実

幼児教育施設、小学校、中学校における学びの場の充実

- 全ての教員が特別支援教育に関する理解や知識を深めるための体制の整備や校内研修の充実
- 通級による指導や特別支援学級における指導体制の充実及び自立活動の指導に関する専門性の向上

高等学校における学びの場の充実

- 全ての教員が特別支援教育に関する理解や知識を深めるための体制の整備や研修の充実
- 通級による指導担当教員の自立活動の指導に関する専門性の向上

特別支援学校における学びの充実

- ICTを活用した学校間の連携及び指導の充実並びにセンター的機能の充実
- 教育課程の編成や入学者選考検査の改善

自立と社会参加の充実

- テレワークを含めた企業等と連携した作業学習・実習等を通じて、社会性や適応力、コミュニケーション能力を伸ばす教育の充実

2 幼児期から学校卒業後までの切れ目のない一貫した指導や支援の充実

就学前からの支援体制の整備

- 市町村教育委員会と保健・福祉等の関係機関との連携による地域の支援体制づくりの促進
- 障がいのある子どもを育てた経験をもとに相談相手となるペアレントメンターの派遣など、保健福祉部局と連携した保護者支援の充実

在学中における地域の体制づくりの促進

- 市町村における切れ目のない一貫した指導や支援に向けた関係機関の連携の促進
- 各学校段階等間における「個別的教育支援計画」や「個別の指導計画」を活用した引継ぎに関わる取組の充実

卒業後における支援

- 進路先の企業等に対する「個別的教育支援計画」を活用した適切な引継ぎなど卒業後の充実

3 特別支援教育の質の向上

教員の特別支援教育の専門性の向上

- 全ての校種における教員の特別支援教育に関する専門性の向上
- 全ての校種において、特別支援教育を重要な柱として明確に位置付けた校内体制の構築

ICTの活用による指導の質の向上

- 障がいの状態等に応じた効果的なICT活用に関する教員研修等の充実

交流及び共同学習の充実

- 共生社会の形成に向け、「交流及び共同学習」の趣旨や意義について一層の理解啓発
- 「個別的教育支援計画」や「個別の指導計画」を活用し、通常の学級担任と特別支援学級の担任が共通理解をした上で、「交流及び共同学習」を実施

障がいの重度・重複化、多様化及び医療的ケアに向けた対応

- 重度・重複化、多様化を踏まえ、障がい種を超えた学校間の連携・協力の充実
- 医療的ケア看護職員の配置や教職員に対する必要な研修の実施など、安全・安心な医療的ケア実施体制の整備

4 特別支援学校の教育環境の整備

学校配置

- 障がいのある児童生徒の在籍状況や今後の推移のほか、圏域内における特別支援学校の配置状況や児童生徒の通学・寄宿舎への入舎の状況、活用可能な空き校舎など既存施設の状況等を総合的に勘案して学校配置を検討

卒業後の進路を見据えた学科の整備

- 社会情勢や進路動向、生徒の興味・関心などを考慮し、学科の整備を検討

教育環境の整備に向けた[※]危険化対策

- 教室不足については、校舎増築や通学区域の見直しのほか、高等学校など既存施設を活用した整備などによる適切な教育環境の確保

効率的なスクールバス運行に向けた体制整備

- 介助添乗員の資質向上に向けた事前研修の実施等による安全・安心なスクールバス運行体制の充実

安全・安心な学校体制

- 不審者の侵入や火災・自然災害・感染症の発生などを踏まえた危機管理体制の整備

目標指標

【指標1】 通常の学級における特別な支援を必要とする児童生徒の「個別的教育支援計画」の作成割合

【指標2】 特別支援教育に関わる校内研修を毎年度実施している学校の割合

【指標3】 特別支援学校高等部第3学年において、就職や進学を希望する生徒の割合

【指標4】 これまでに医療的ケアに関する基本研修を受講した特別支援学校教員の割合

「特別支援教育に関する基本方針」の具現化に向けて

特別支援教育をめぐる動向

- ・平成18年12月 国連総会にて障害者権利条約採択（H19署名 H26批准）
- ・平成19年4月 学校教育法改正（特殊教育から特別支援教育へ）
- ・平成24年7月 中教審答申【共生社会の形成に向けたインクルの推進】
- ・平成25年9月 学校教育法施行例の一部改正（就学制度の改正）

● 令和4年以降の動向

- ・令和4年3月 特別支援教育を担う教師の養成検討会議報告
（**全ての教師に特別支援教育の知見を蓄積、管理職の専門性**）
- ・令和4年4月 文科省通知（交流共同学習の時数、**適切な学びの場**）
- ・令和4年9月 国連の勧告（特別支援教育の中止を求める勧告）
文科大臣の会見（多様な学びの場で行われている**特別支援教育の中止は考えていない**）
- ・令和4年12月 通常学級の特別な支援を必要とする児童生徒調査
（小・中：8.8%、高：2.2%）
- ・令和4年12月 中教審答申【教師の養成・採用・研修】
（**教師に共通に求められる資質能力**の柱の一つに位置付け）
- ・令和5年3月 通常学級に在籍する児童生徒への支援検討会議報告
（**校内支援体制の充実、通級の充実、よりインクルーシブな社会の実現**）

国及び本道の現状と課題

- 校内委員会の形骸化
- 通常の学級の要支援者への個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成率が低下
- 多くの特別支援教育コーディネーターは経験の浅い教員が担当
- 管理職の特別支援教育経験者が少ない状況
- 通常の学級に在籍する要支援者が増加
- 通級による指導の活用が不十分
- 市町村教育委員会の人事異動により担当者の経験や専門性の蓄積が困難
- 保護者への情報提供が不十分
- 適切な学びの場の選択・決定、柔軟な学びの場の変更が不十分な状況

今後の取組

◎ よりインクルーシブな社会の実現に向けて ～北海道らしい特別支援教育の創造～

について

「今後の特別支援教育の在り方検討会議」 「広域特別支援連携協議会」 「北海道教育支援委員会」

において方向性を検討

令和5年度 特別支援教育課 重点事項

「特別支援教育に関する基本方針（令和5年度～令和9年度）」に基づき、障がいのある子どもたちの自立や社会参加に向けた、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導・支援の充実に取り組みます。

令和5年度 3つの重点事項

特別支援教育における 切れ目ない指導や支援の充実

- 早期からの教育相談や適切な就学先決定など、個々の障がいの状態や生活の実態等に応じた支援の充実
- 自立と社会参加に向けた支援など、将来を見据えたキャリア教育等の充実

全ての学校における 特別支援教育に関する専門性向上

- 管理職や特別支援教育コーディネーターが役割を十分に発揮できる校内支援体制の充実
- 特別支援教育を全ての教員に求められる基本的な資質・能力として育成

特別支援学校における教育環境整備

- 児童生徒数の増加や障がいの重度・重複化による、スクールバスの運行体制や医療的ケアを実施するための教育環境の整備・充実

「特別支援教育に関する基本方針（令和5年度～令和9年度）」

多様な学びの場の充実

○適切な就学先決定に向けた支援

- 教育施設、小学校、中学校における学びの場の充実高等
- 学校における学びの場の充実 ○特別支援学校における学びの充実
- 自立と社会参加の充実

幼児期から学校卒業後までの切れ目のない一貫した指導や支援の充実

- 就学前からの支援体制の整備
- 在学中における地域の体制づくりの促進
- 卒業後における支援

特別支援教育の質の向上

○教員の特別支援教育の専門性の向上

- ICTの活用による指導の質の向上
- 交流及び共同学習の充実
- 障がいの重度・重複化、多様化及び医療的ケアに向けた対応

特別支援学校の教育環境の整備

- 学校配置 ○卒業後の進路を見据えた学科の整備
- 教育環境の整備に向けた狭隘化対策
- 効率的なスクールバス運行に向けた体制整備
- 安全・安心な学校体制

「特別支援教育に関する基本方針」の具体化に向けた在り方検討

今後の特別支援教育の在り方検討会議（年3回）

【構成員】学識、保護者、市町村教委、教育団体、保健福祉、労働等

【内 容】よりインクルーシブな社会の実現に向けて～北海道らしい特別支援教育の創造～

入選の在り方WG

【構成員】教育、保護者等

【内 容】特別支援学校高等部入学者選考の制度改正

広域特別支援連携協議会（年3回）

【構成員】

学識、教育、医療、福祉労働、保護者等

【内 容】

- ・校内支援体制の充実
- ・全ての教員の専門性向上

北海道教育支援委員会（年3回）

【構成員】

医師、学識、教育、保護者、教育団体、児童福祉、関係機関、教育委員会等

【内 容】

- ・早期からの教育相談・支援体制の充実
- ・進路実現に向けた取組の充実

「在り方」の委員数名が連携協議会又は教育支援委員会、入選の在り方WGを兼任

教職員への働き掛け

- 小・中・高・特管理職
- コーディネーター等
- 特別支援学級担当教員
- 通級による指導担当教員
- 通常の学級担当教員

学校組織への働き掛け

- 小・中・高・特校長会
- 設置学校長協会
- 市町村教育委員会

学校以外への働き掛け

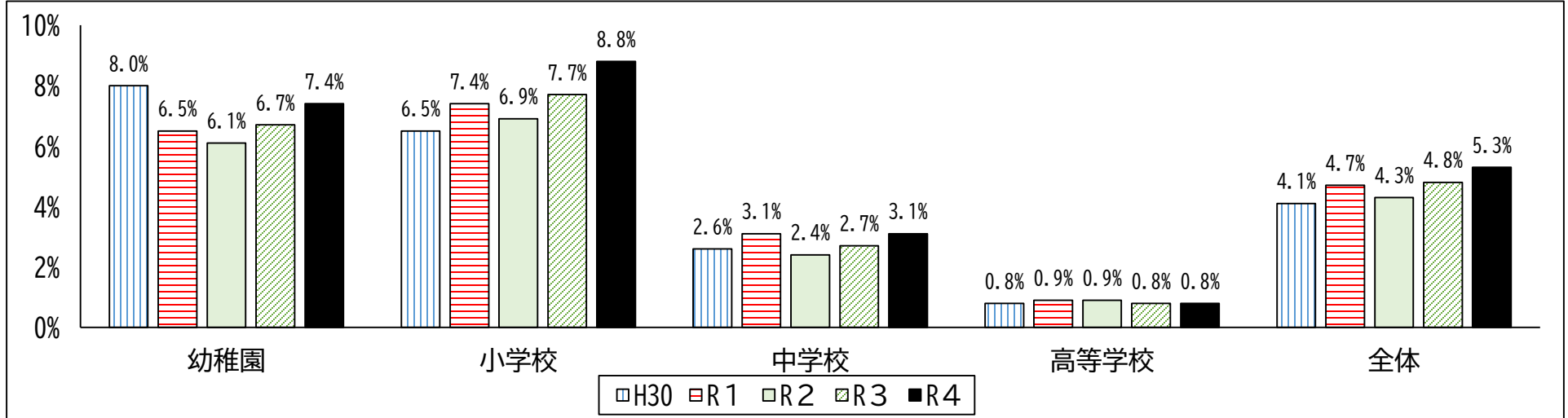
- 市町村教育委員会
- 市町村教育支援委員会
- 保健・福祉等関係機関
- 保護者

管内特別支援連携協議会、市町村特別支援連携協議会、市町村教育支援委員会

（道教委関係課）義務課、高校課、教職員育成課、教職員課、幼セン、特セン、各教育局など

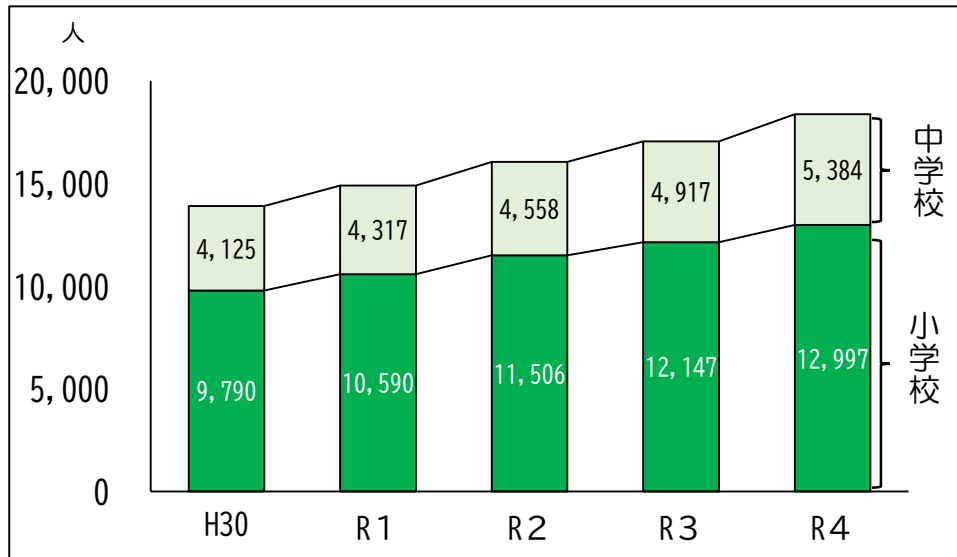
本道における特別支援教育の現状と課題

■ 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合（％）



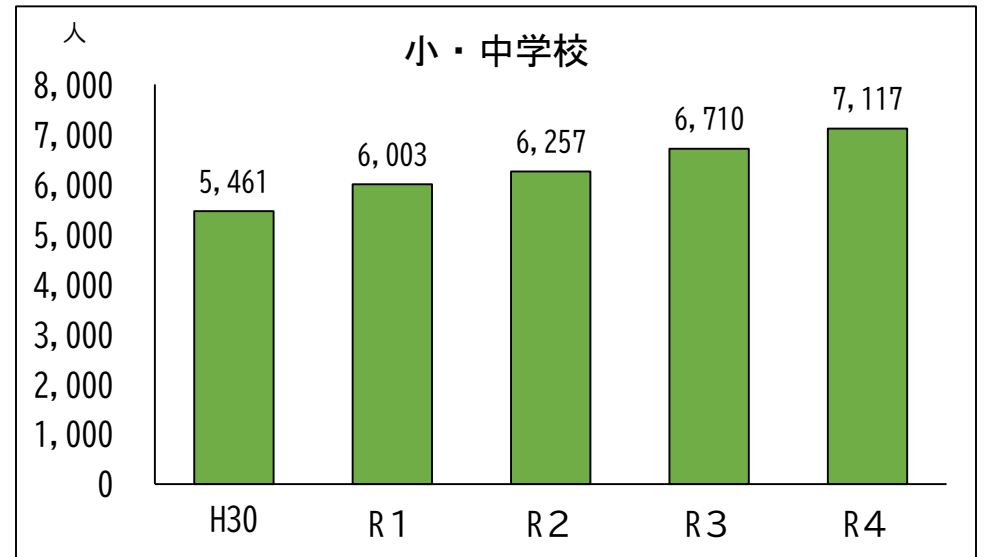
「令和4年度（2022年度）特別支援教育体制整備に関する調査」

■ 特別支援学級に在籍する児童生徒数（人）



要覧「特別支援教育」

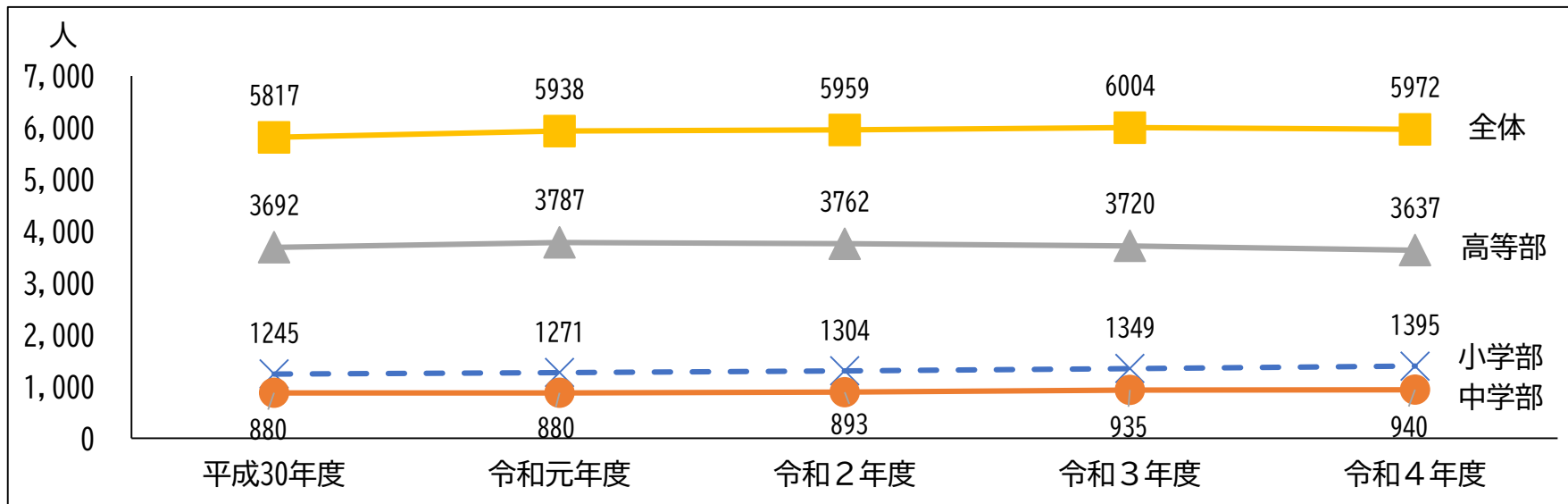
■ 通級による指導を受けている児童生徒数（人）



要覧「特別支援教育」

本道における特別支援教育の現状と課題

■ 特別支援学校に在籍する児童生徒数（人）



要覧「特別支援教育」

■ 教育支援委員会の審議対象児童数（人）

	令和4年度	平成30年度
新就学で教育支援委員会の審議対象となった人数	4,045	2,868
うち22条の3該当する人数	305(7.5%)	265(9.2%)
うち小学校への就学を指定された人数	83(27.2%)	113(42.7%)
うち特別支援学校への就学を指定された人数	222(72.8%)	136(51.3)

令和4年度特別支援教育に関する調査

早期からの適切な就学先決定に向けた支援の充実に向けて

○ 保護者への情報提供の重要性

教育支援の対象となる子供やその保護者が、必要な教育支援への見通しをもてるようにすることにより、不安を解消するとともに、必要な教育支援の内容等について就学先や進学先と対話するなど主体的に関与することができるようになれば、結果として障害のある子供の自立を促すことにつながるものである。

「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」文部科学省（令和3年6月）

早期からの適切な就学先決定に向けた支援の充実に向けて

○ 保護者への情報提供の重要性

本人及び保護者が正確な情報を得て、それらを理解した上で意向を表明できるよう、小中学校等と特別支援学校双方で受けられる教育の内容、支援体制を含む基礎的環境整備、「障害者差別解消法」に基づく合理的配慮の提供、可能な範囲で医学等の専門的見地も含めた学校卒業までの子供の育ちの見通し等について、きめ細かい情報提供を行うことが重要である。また、教育支援委員会や就学支援委員会による就学先決定の方法や、就学後も必要に応じて学校や学びの場を見直すことができること、通級による指導等の多様な学びの場を活用する方法、学校における合理的配慮の提供に関する意思の表明から合意形成までの手続きについても併せて情報提供を行うことが重要である。さらに、卒業後を含むライフステージに応じて、小中学校等や特別支援学校における教育による成長事例が、本人及び保護者等に分かりやすい形で情報提供されることが重要である。

本道における早期からの教育相談の現状

● 早期からの教育相談・支援について

① 1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査において、関係部局と連携し、早期からの教育相談・支援等について情報提供している。	60.1%
② 5歳児健康診査を実施している。	42.7%
③ 市町村独自の「支援ファイル」を作成・配布している。	50.0%
④ 保護者が支援に係る情報や相談窓口に関わる情報を得るためのハンドブック等を作成・配布している。	53.9%

● 就学先決定に向けた支援について

① 就学に関する事前の相談・支援を行っている。	91.6%
就学に関する啓発資料の配布	34.4%
就学説明会	51.5%
学校見学・体験入学	83.4%
特別支援学校、特別支援学級、通級による指導、通常の学級など、多様な学びの場についての情報提供を保護者へ行っている。	93.3%
② 就学後においても、子どもの教育的ニーズを踏まえ、学びの場の変更や転学ができることを、保護者へ伝えている。	93.8%